

下田市週休2日制工事試行要領を次のように定める。

令和3年4月1日

下田市長 松木 正一郎

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、下田市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満の水準の状態をいう。
- (7) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満の水準の状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (2) 施工に必要な実日数（実働日数）が、30日以上であることが見込まれる工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 工事完成日に特に定めのない工事
- (5) 緊急性がない工事

(発注方法)

第4条 発注者は、建設工事の発注に当たり、入札公告、指名通知書、現場説明書等（電磁的記録を含む。）により週休2日に取り組むことを指定するものとする。

(工期の設定及び変更)

第5条 発注者は、週休2日制工事の実現に当たり、適切な工期の設定を行うものとする。

(積算方法等)

第6条 予定価格の設定において、4週8休以上の達成を前提として、次の表の左欄に掲げる経費の額に、それぞれ右欄に定める係数を乗じた補正を行うものとする。

経費の区分	係数(4週8休以上)
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

2 施工後において、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて、次の表の左欄に掲げる経費に、それぞれ中欄又は右欄に定める係数を乗じて得た額を契約額として、契約変更を行うものとする。

経費の区分	係数(4週7休以上4週8休未満)	係数(4週6休以上4週7休未満)
労務費	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.03	1.01
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.04	1.03

3 前項の場合において、4週6休に満たないときは、第1項の規定により算出した予定価格から補正分の額を減額し、契約変更を行うものとする。

(実施方法)

第7条 受注者は、週休2日制工事を実施しようとするときは、工事着手日までに4週8休以上を満たす休工日取得計画表を作成し、監督員に提出し、これに基づき施工を行う。

2 受注者は、週休2日制工事の計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。

3 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所の実施状況が分かる書類を監督員へ提出する。

4 監督員は、前項に規定する書類を受けたときは、現場閉所の達成状況を確認する。

(成績評定)

第8条 現場閉所の達成状況について、工事成績評定における加減点評価は行わないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。